

**ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「旅行商品造成支援」
助成金交付要綱**

（趣旨）

第1条 この要綱は、山形県への観光客の誘客及び観光消費額の拡大を図るため、（「山形日和。」旅行券）を適用した旅行商品の割引販売及び販売プロモーションに対して公益社団法人山形県観光物産協会（以下、「協会」という。）が、予算の範囲内において助成金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

（助成対象事業）

第2条 助成金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- （1）適用旅行商品の宿泊代金の割引原資
- （2）適用旅行商品の企画・運営及びプロモーション経費
- （3）アンケート調査費用

（助成対象事業者）

第3条 助成金の対象となる旅行業者は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種・第2種・第3種旅行業務の登録を受けている者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）第2種・第3種旅行業務の登録を受けている者は、原則として山形県内に営業拠点があることとする。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。

（2）適用旅行商品に関する消費喚起・プロモーション等の販売体制、経理等に関する実施体制が整っており、別途定める取扱いマニュアルに沿った運用が可能であること。

2 「山形県暴力団排除条例」（平成23年県条例第26号）を遵守していること。

（適用旅行商品の要件）

第4条 適用旅行商品の要件は、以下のとおりとする。

（1）原則として平成28年2月22日までに清算が完了するものであること。なお、新たに造成する商品のほか、既存商品も対象とする。

（2）本県への宿泊旅行商品に限る。ただし、適用旅行商品が他県をまたがる行程の場合は、1泊以上山形県内の宿泊施設を利用すること。

（3）適用旅行商品は募集型企画旅行商品と個人型旅行商品とする。

（4）旅行商品の助成は県内宿泊1人1泊5,000円を基本とする。この場合、宿泊代金には当該宿泊に伴う飲食代、各種サービス料などを含むものとし、1人当たり10,000円に満たない場合は対象とならない。

（5）1宿泊につき500円の観光券を付与する。（1,000円以上の利用に使用可）

（6）適用旅行商品の割引にあたっては他の都道府県・市町村の旅行券等との併用がある場合には、これと合わせた宿泊代金の割引が半額以下になること。

（プロモーション及びアンケート調査の実施）

第5条 適用旅行商品の販売促進に向けて、効果的な販売プロモーションを行うこと。

2 本事業による消費喚起効果等の測定及び本県における今後の観光交流推進施策立案のため、適用旅行商品の利用者を対象としたアンケート調査を実施すること。なお、アンケート調査項目及び回収サンプル数等は、別途、協会と協議のうえ決定するものとする。

（助成限度額等）

第6条 前条第1項及び第2項の助成は、宿泊助成額実績の15%以内とする。

(適用旅行商品の募集・選考)

第7条 会長は、適用旅行商品を選定するため、別途定める「旅行商品造成支援」助成金募集要領により旅行商品の提案を募集するものとする。

2 旅行業者は、企画提案書(様式第1号)及び内容書(様式第2号および3号)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定により企画提案書等の提出があったときは、当該提案内容等を審査し、採択の可否を決定し通知するものとする。

(助成金の申請)

第8条 前条の規定により適用旅行商品の採択の通知を受けた旅行業者は、助成金事業申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、会長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第9条 事業の着手時期は、助成金事業決定のあった日以降でなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、第8条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、助成金事業通知書(様式第5号)により、旅行業者へ通知しなければならない。

(事業の変更及び承認等)

第11条 旅行業者は、前条の規定により助成金事業の決定を受けた事業について、実施方法等を変更しようとする場合は、速やかに協会と協議し、変更承認申請書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項にかかる変更承認申請が提出されたときは、速やかに変更交付決定通知書により旅行業者に通知しなければならない。

(事業の中止)

第12条 旅行業者は、助成金を活用した事業を中止する場合は、申請取下げ書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(事業進捗状況の報告)

第13条 旅行業者は、適用旅行商品の造成・販売実績(アンケート調査結果を含む)など、事業進捗状況について、事業進捗状況報告書(様式第8号)を翌月15日までに協会に提出しなければならない。

2 旅行業者は、前項の規定にかかわらず、適用旅行商品の造成が完了した時には、その都度速やかに協会にその内容について、前項の様式を使って報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 旅行業者は、事業が完了したときは、速やかに助成金実績報告(様式第9号)に次に掲げる資料等必要な書類を添えて、その定める期日までに会長に提出しなければならない。

(1) 適用旅行商品の送客実績

適用旅行商品の送客実績集計表など実績が確認できる旅行業者の押印がある書類と宿泊施設が発行した宿泊証明書(様式第10号)

(2) アンケート調査結果

適用旅行商品毎の集計

(3) 適用旅行商品のプロモーション

(4) 作成した広告物

広告物の成果物及び一覧表。なお、インターネットサイトの場合は、サイトのページをコピーしたもの。

(助成金の交付)

第15条 旅行業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第11号）を会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付は、適用旅行商品が複数月に亘る場合は月ごとの清算も可能とする。

その際、前条に定める助成金実績報告（様式第9号）および（1）に定める適用旅行商品の送客実績の当該月分を報告すること。

3 協会は、第1項の請求書を受理した時は、30日以内に支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第16条 会長は、旅行業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は本要綱に基づく会長の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用ができるものとする。

(助成金の返還)

第17条 会長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消し部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(対象事業の表示)

第18条 旅行業者は、本事業の実施にあたり作成するパンフレット、チラシ、ウェブサイト等において、ふるさと旅行券事業であることを明らかにすること。なお、適用旅行商品には、消費者が助成額を認識できるよう助成があることの表示のほか、助成相当額に加え、「ふるさと割ロゴマーク」（平成27年4月2日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）を一体的に表示すること。

(助成金の経理および関係書類等の保存)

第19条 旅行業者は、助成金にかかる経理について収支を明確にした証拠の書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を会長が指示する期間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第20条 旅行業者が本事業を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(暴力団の排除)

第21条 第8条の規定による申請があった場合において、申請者が「山形県暴力団排除条例」（平成23年県条例第26号）に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。

2 会長が第10条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が「山形県暴力団排除条例」（平成23年県条例第26号）に該当することが明らかとなったときは、第16条の規定により助成金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第17条の規定により助成

金の返還を命じるものとする。

(不当介入における通報義務等)

第22条 旅行者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

2 旅行者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、協会と速やかに協議すること。

(立入検査等)

第23条 協会は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、旅行者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第24条 会長は、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要綱に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から適用する。